平成２６年度第１回四街道市市民参加推進評価委員会会議録（会議概要）

日　時：平成２６年５月２７日（火）１６時３０分～１８時３１分
場　所：四街道市役所　５階第１会議室
出席者：委　員　石川久委員、椎名喜予委員、神陽子委員
　　奥田弘幸委員、金子篤正委員、田汲明委員、以上６名
　　事務局　阿部貴之政策推進課長、森田智裕副主幹、齋藤久光副主査
傍聴人：０人

【会議次第】

開　　会

あいさつ

議　　題

１　平成２５年度　市民参加手続の実施予定（追加）の評価

資料No.	行政活動の名称	担当課
1	四街道市税条例の一部改正（適用除外）	総務部課税課
2	四街道市都市計画税条例の一部改正（適用除外）	

２　平成２５年度　市民参加手続の実施状況の評価

資料No.	行政活動の名称	担当課
3	四街道市地域防災計画の策定	危機管理監危機管理室
4	四街道市総合計画（基本構想・前期基本計画）の策定	経営企画部政策推進課
5	第３次四街道市男女共同参画推進計画の策定	
6	第７次四街道市行財政改革推進計画の策定	総務部行革推進課
7	四街道市営霊園条例の一部改正	環境経済部環境政策課

３　平成２５年度　市民参加手続の対象としなかった行政活動の手続の評価

資料No.	行政活動の名称	担当課
８	四街道市税条例の一部改正	総務部課税課
９	四街道市都市計画税条例の一部改正	
１０	四街道市介護保険条例の一部改正	福祉サービス部高齢者支援課
１１	四街道市開発行為指導要綱の一部改正	都市部都市計画課
１２	四街道市手数料条例の一部改正	都市部建築課
１３	四街道市手数料条例の一部改正	消防本部予防課

４　平成２６年度　市民参加手続の実施予定(追加)の評価

資料No.	行政活動の名称	担当課
１４	四街道市住生活基本計画の策定	都市部建築課
１５	四街道市における小中一貫教育に関する基本方針の策定	教育部学務課
１６	四街道市火災予防条例の一部改正（適用除外）	消防本部予防課

５　その他

報告事項

平成２５年度　市民提案手続の実施状況について

【開会】

事務局（阿部課長）

定刻になりましたので、ただいまから平成26年度第１回四街道市市民参加推進評価委員会を開催いたします。

本日は６名全員のご出席をいただいておりまして、条例施行規則第10条第２項の規定数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。

私、政策推進課長の阿部でございます。４月から着任させていただきました。

前課長の大野同様よろしくお願いいたします。市民活動推進室の職員につきましては、前年度と同じ２名でございます。引き続きよろしくお願いいたしたいと思います。

当委員会の議長につきましては、条例施行規則第10条第１項の規定によりまして、委員長が議長になる旨、規定されております。石川委員長に議長をお願いいたしたいと思います。

ご挨拶の後、議事進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

石川委員長

こんにちは。こんばんはと言わずにこんにちはというのは恐らく初めてではないかと思いますが、少し早い時間から始めて効率よく、しっかりと論議してまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、これから進行を務めさせていただきます。

まず、会議に先立ちまして、議事録における発言者名につきましては、審議会等の会議の公開に関する指針の解釈運用基準の規定によりまして、原則として明記するとなっております。本委員会におきましても明記する扱いにしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

（「はい」という声あり）

それでは、そのようにさせていただきます。

次に、傍聴希望者の確認をいたします。いらっしゃいますか。

事務局（阿部）

いらっしゃいません。

【議事】

石川委員長

本日は傍聴者の方はいらっしゃらないということでございますので、早速議事に入りたいと思います。

本日の議事は、平成25年度市民参加手続の実施予定（追加）の評価、それから、平成25年度市民参加手続の実施状況の評価、平成25年度市民参加手続の対象としなかった行政活動の手続の評価、平成26年度市民参加手続の実施予定（追加）の評価でございます。

それでは最初に、議題１、平成25年度市民参加手続の実施予定の評価について、１件ずつ審議したいと思いますので、最初の案件について事務局から説明をお願

いいたします。

事務局（森田副主幹）
　平成25年度の実施予定（追加）の評価につきましては、２件でございます。こちらの２件につきましては、市長の専決処分により既に条例は、公布、施行されております。
　最初に、１ページ、資料№.１をご覧ください。「四街道市税条例の一部改正」でございます。条例の改正内容の概要としましては、地方税法の一部改正に伴い、軽自動車税の税率、法人住民税法人税割の税率等について改正をしたものでございます。条例の施行時期は、26年４月です。手続対象の根拠は、条例第６条第１項第３号でございますが、地方税法の改正に伴う税条例の改正でございまして、法令の基準に基づいて行うもの、また、市税賦課徴収その他金銭の徴収に関するものであり、条例第６条第２項第３号及び第５号に該当しますので、市民参加手続は実施をしないこととし、適用除外としております。
　簡単でございますけれども、以上が資料ナンバー１、「四街道市税条例の一部改正」についての説明でございます。ご審査よろしくお願いいたします。

石川委員長
　ただいま、資料№.１について説明がありました。
　これについて何かご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。
　よろしいでしょうか。

　（「はい」という声あり）

　税条例の改正ということですから、手続は適正であるということでよろしいでしょうか。

　（「はい」という声あり）

　それでは、手続は適正であるといたします。
　次に、資料№.２の説明をお願いします。

事務局（森田）
　資料№.２をご覧ください。「四街道市都市計画税条例の一部改正」でございます。こちらも地方税法の一部改正に伴いまして、都市計画税条例を改正したものでございます。条例の施行時期は、同じく26年４月です。手続対象の根拠は、条

例第６条第１項第３号でございますけれども、地方税法の一部改正に伴い条項号を改めるもの、また、市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するものでありまして、条例第６条第２項第１号及び第５号に該当しますので、適用除外としております。失礼しました。第１号、軽易なもの、第５号、市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するものに該当しますので、適用除外としております。

以上が資料№２、「四街道市都市計画税条例の一部改正」の説明でございます。

よろしくお願いいたします。

石川委員長

資料№２の説明がありました。ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

（「ありません」という声あり）

石川委員長

確認ですが、これは№１と違って、法令の規定により実施の基準が定められているというものには該当しないということでよろしいでしょうか。

事務局（森田）

今回の改正につきましては、地方税法の改正に伴いまして、条例に定めている条項号にずれを生じたものを直すためですので、軽易なものということで第１号に該当させております。

事務局（阿部）

条例中に地方税法第何条のという規定がございまして、地方税法の改正により条項の数が変わったものでございます。

石川委員長

そうすると、第５号には直接関係する条文はないということでしょうか。要するに条項のそれだけであれば軽易なものというわけですね。例えば税率が変わったとか、内容に何か変更があれば、第５号の適用になるわけでしょうけれども、全くないということなので、第１号だけでよろしいのではないかということですね。

椎名委員

何かの根拠があるから条項がずれてくるのだと思うのですけれども、そこのと

ころはどうなのでしょうか。

事務局（阿部）
　今の条項ずれのお話ですが、委員長が仰っている第５号に関係する内容というところは、確認したうえで回答しますので、よろしければ保留させていただき進んでいただいてもよろしいでしょうか。

石川委員長
　結論は変わらないのでよろしいのですが、第５号にチェックが入るということは、その内容に関して何か変化があったのかなということを思わせるわけです。
　整理としては、税条例自体が、第５号に該当するものであるということ、それから、２つ目に、今回の改正内容が軽易なもので第１号に該当すると、そういう考え方なのでしょうか。

事務局（森田）
　第５号にチェックを入れてあるのは、都市計画税条例自体が市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するものに該当するということです。

石川委員長
　大きく見てそういう条例であると。今回は、たまたまその条項にずれが生じたので軽易であるということですね。わかりました。

椎名委員
　新しい項が入ったというのは、規定の内容的な部分が何か変わっていくということだと思うのですが、第３号のところにチェックが入らないで、第５号に該当するというのが理解できなかったものですから確認をしました。

石川委員長
　それでは、結論としては、手続は適正であるということでよろしいのですが、実施しない根拠について再度確認していただきたいと思います。
　そのようなことでよろしいでしょうか。

　（「はい」という声あり）

　それでは、そのようにいたします。
　では次に、№３の説明をお願いいたします。

事務局（森田）

ここからは平成25年度実施状況の評価でございます。５件ございます。それぞれ実施予定につきましては、昨年度までに本委員会でご審査をしていただいておりますけれども、今回は手続が終了しましたので、その実施内容について審査をしていただくものでございます。

３ページ、資料№３―１をご覧ください。「四街道市地域防災計画の策定」でございます。こちらの案件につきましては、平成25年３月19日に実施予定の審査をしていただいております。概要でございますけれども、災害対策基本法第42条の規定に基づき、本市の地域に係る風水害対策、大規模事故対策、震災対策に関し、市民の生命、身体、財産を災害から保護するための地域防災計画を新たに策定したものでございます。実施対象の根拠は、第６条第１項第１号でございます。シートの中段部分でございますけれども、実施した手続は、第７条第１項第１号の意見提出手続と第４号の市民会議手続でございます。

４ページ、資料№３―２をご覧ください。こちらは市民会議の手続の実施状況シートでございます。市民委員12名により、四街道市地域防災計画検討市民会議を設置し、25年９月28日と11月10日に２回の会議を開催し、結果を26年２月25日に公表しております。５ページに会議メンバーの募集についての市政だよりの記事の写し、６ページにホームページ掲載の写しを添付してございます。また、７ページに実施結果の公告の写し、８ページから24ページには、市民会議における意見の概要と意見に対する市の考え方の公表資料の写し、25ページには、結果についてのホームページの写しを添付してございます。

次に、26ページ、資料№３―３をご覧ください。意見提出手続の実施状況シートでございます。パブリックコメントの実施の周知としまして、26年２月４日に公告をし、市政だより、ホームページにも掲載をいたしました。意見提出期間は、26年２月５日から３月７日まで、31日間行い、３人から14件の意見提出がございました。意見の概要と意見に対する市の考え方を３月28日に公表しております。27ページから29ページに実施公告の写し、30ページから34ページにはパブリックコメントにかけた計画素案の一部、こちらは計画素案が500ページ以上に上る膨大なものでございますので、一部のみを添付させていただきました。35ページに市政だより、36ページから38ページにはホームページに掲載しましたお知らせの写し、39ページには実施結果の公告の写し、40ページから45ページに提出された意見の概要と意見に対する市の考え方の公表資料の写し、46ページから48ページにホームページ掲載の写しを添付してございます。

以上、資料№３の「四街道市地域防災計画の策定」についての説明でございます。よろしくお願いいたします。

石川委員長
　№３について説明が終わりました。枝番号ありますが一括してご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。
　４ページ目を見ますと、開催期日が２日ありまして、９月28日には12人全員が集まって参加しておりますが、11月10日は7人、非常に少ないようですが、これは何か理由があったのでしょうか。

事務局（森田）
　理由については確認していないのですけれども、恐らく市民委員の方が何かの都合で欠席されたとかいうことだと思います。

石川委員長
　市民会議の委員定足数はいかがだったのでしょうか。

事務局（森田）
　市民会議については、それぞれの会議において、会議の性質等に応じ運営の方法を定めることとなりますが、その内容までは事務局で把握しておりません。
　５ページ、６ページにメンバー募集のお知らせの市政だより、ホームページの記事がありますけれども、募集人数30人程度ということで募集をしておりますが、なかなか集まらなかったというのが現状だと思います。

石川委員長
　できれば皆さんが参加できる日を設定したほうがよいでしょうね。

事務局（森田）
　会議については、土曜日と日曜日に開催しております。

石川委員長
　手続上の問題というよりも実際の市民参加を進める上で、会議の構成委員が出席しやすい日程の設定だとかというのは、担当部署で対応すべきなのでしょうね。
　他にいかがでしょうか。

金子委員
　手続的なものだけなのですけれども、28ページの意見提出手続の実施ということなのですが、方法として、持参、郵送、ファクス、電子メールとありますね。これは変更されたのでしょうか。というのは、私の場合は、以前、意見提出した

時に結構ファイルを出すことが大変だったという経験があったので、それをもっと簡単にすべきではないかと思いました。これ見ると電子メールアドレスで危機管理室に宛てに直接送ればよいようになっていますが、このように統一されたのだったら私はよいことだと思います。前からこういう方法でしたか。

事務局（森田）
　意見提出手続の提出方法としましては、市民参加条例の施行規則で方法を定めておりますけれども、変更等はしておりません。郵送、ファクシミリ、電子メール、その他適当と認める方法という内容になっております。

金子委員
　私が庁舎の改築か何かの件でパブリックコメントを提出したときには、結構ダウンロードするのに手間がかかった記憶があったのですけれども、これは簡単になったのではないのですか。以前と変更していませんか。

事務局（森田）
　特に提出方法について、規則を変更しているということはございません。
　意見提出の手続の方法としては、持参、郵送、ファクス、電子メールを利用する場合はメールに直接書き込むか、市のホームページから電子申請を利用するということになります。

金子委員
　その電子申請というのがややこしいのです。電子申請というのは、一般的に物事を申請するためのフォームですが、それを利用しているわけですよね。それで、私は苦労したのです。何で電子申請を使って意見を提出しなければいかんのだろうと思いました。今回のを見ると簡単になっているので、そのようになるべく皆さんからパブリックコメントを提出しやすくしたほうがよいと思うのです。

石川委員長
　意見提出の方法としては、変わっていないということですね。
　他にございますか。

奥田委員
　８ページに提出された意見の内容について、計画案に反映したものと反映しないものという形で分けていますけれども、反映しない意見３件については、これはどういったことで、取り上げられないということなのでしょうか。

事務局（森田）
14ページをご覧ください。意見の№15が計画素案への反映を必要としないものの意見のうちのひとつですが、意見の内容を見ますと、「自治会でやることに賛否両論がある。訓練がマンネリ化しており、見直しが必要。反対者の意見の把握も必要。」、このような意見の内容でしたので、これは地域防災計画への計画内容に反映するものではないという判断をしたものでございます。
それから、20ページと21ページの３件のうちの２件がございます。№８と№11の意見です。

奥田委員
この市民会議の中で皆さんにこれは取り上げられませんとか、そういう判断は出しているということでよろしいですか。

事務局（森田）
その会議の中で市の対応を伝えているということではないと思いますけれども、会議の中で出された意見について、市の内部で考え方に対する方針、意見を決定して後に公表しているものです。

石川委員長
会議の席上ではないけれども、後にこれを公開しているということですね。

奥田委員
わかりました。

石川委員長
他によろしいでしょうか。
手続的には適正であるということですが、先ほど申し上げた、例えば参加人数のこと等考えますと、もう少し参加しやすい条件を整えたほうがよいのではないかということをコメントしたほうがよいかどうかということですがいかがでしょうか。

椎名委員
平日の夜に集まるのも大変だと思います。土日に会議日を設定しているというのは、行政としては、市民の方に相当寄り添っていらっしゃるというように思いますので、よろしいのではないでしょうか。

田汲委員
　２回目に欠席した人は、１回目に出席して大体内容がわかってしまったのではないでしょうか。

石川委員長
　では、手続は適正であるということでよろしいですか。

　（「はい」という声あり）

金子委員
　手続は適正ではあるのですけれども、先程申し上げたように意見提出の方式が変わったのではないかと思うのです。さっき言われたように意見提出の方法は、郵送、持参、電子メール等あるわけですが、例えば28ページでは電子メールのアドレスが記載されていますが、37ページでは、電子申請の提出方法が記載されている。わかりづらいのでもっと統一していただきたいと思います。

椎名委員
　電子申請フォームを使わなくても、メールに直接意見を書き込む選択もあるわけですから、それはそれでよろしいのではないのでしょうか。

金子委員
　私が意見提出をしたときには、そのような説明の記載がなかったので、電子申請のフォームに記入するのに苦労したのです。

椎名委員
　選択肢としては３つあって、その中の電子メールを利用する場合でも２つ選択肢があるということです。

金子委員
　そういう意味ですか。わかりました。

石川委員長
　記載の方法をもう少しわかりやすくということでしょうね。考えていただければと思います。
　では、手続については適正であるということにいたします。
　次に、№４の説明をお願いいたします。

事務局（森田）

49ページ、資料№４―１をご覧ください。「四街道市総合計画（基本構想・前期基本計画）の策定」でございます。こちらの概要は、少子高齢化や人口減少等への対応、災害や防災対策の再構築を図るため、平成26年度を初年度とする新たな四街道市総合計画を策定したものでございます。実施対象の根拠は、第６条第１項第１号でございます。実施した市民参加手続でございますが、こちらは全て実施をしておりまして、第７条第１項第１号の意見提出手続、第２号の意見交換会手続を２回、第３号の審議会等手続、第４号の市民会議手続を２回、次のページでございますけれども、第５号のその他の方法としまして市民意識調査を実施いたしております。

51ページ、資料№４―２をご覧ください。審議会等手続の実施状況シートでございます。審議会等手続は、公募委員が５名含まれます四街道市総合計画審議会が、平成23年10月12日から25年11月20日までの間において開催され、計画案についての審議を重ね、25年11月８日に諮問、11月20日付で答申を受け、26年２月５日に結果を公表しております。52ページに実施結果の公告の写し、53ページから57ページに諮問書と答申書の写し、58ページから60ページに審議会の答申意見と意見に対する市の考え方の公表資料の写し、61ページにホームページ掲載の写しを添付してございます。

62ページ、資料№４―３をご覧ください。こちらはその他の方法として実施しました市民意識調査の実施状況シートでございます。住民基本台帳から無作為に抽出をしました18歳以上の市民3,000人に対して郵送方式により実施をいたしました。23年11月18日に発送し、12月４日までの期間で回収をしております。1,720人、57％の回答がございました。その結果につきまして、24年６月１日に市政だより、ホームページにも掲載し公表しております。63ページに意識調査の依頼、アンケート調査票の表紙でございますけれども、その写し、64ページ、65ページに市政だよりに掲載をしましたアンケート調査の結果の公表の写し、66ページにホームページの掲載の写しを添付してございます。

67ページ、資料№４―４をご覧ください。こちらは市民会議手続の実施状況シートでございます。市民会議は、23年度、24年度にそれぞれ開催しておりますけれども、こちら23年度に実施をしたものでございます。市民20人から構成される四街道市まちづくりを考えよう市民会議を設置しまして、23年12月17日から24年３月３日まで、５日間開催をし、３月３日に報告書が提出されております。その結果を24年３月８日に公表しております。会議メンバーの募集は、市政だより、ホームページへの掲載、自治会回覧、市民団体に対する案内の送付により行っております。68ページにメンバー募集に関する市政だよりの写し、69ページにホームページ掲載の写し、70ページには自治会回覧のお知らせの写し、71ページから

75ページには市民に対しまして発送した案内状の写し、76ページに団体宛ての案内状の写し、77ページに実施結果の公告の写し、78ページから91ページに市民会議の報告書の写し、こちらも膨大になるため一部のみ添付させていただいております。92ページには提言内容に対する市の考え方の公表の写し、93ページにホームページ掲載の写しを添付いたしました。

それから、94ページ、資料№４―５をご覧ください。こちらは24年度に実施をしました市民会議でございます。35名から構成されますまちづくり市民会議（ワークショップ）を設置し、24年７月４日から12月８日まで、７日間開催し、12月８日に報告書が市への提言という形で提出されております。その結果を24年12月28日に公表しました。会議メンバーの募集は、市政だより、ホームページへの掲載、自治会回覧により行っております。95ページにメンバー募集に関する市政だよりの写し、96ページから98ページにホームページ掲載の写し、99ページには自治会回覧の写し、100ページに実施結果の報告の写し、101ページから114ページに市民会議の報告書の一部、115ページに提言内容に対する市の考え方の公表の写し、116ページにホームページ掲載の写しを添付してございます。

117ページ、資料№４―６をご覧ください。こちらは意見交換会の手続の実施状況シートでございます。24年度については、まちづくりを考えるタウンミーティングとしまして、基本構想の骨子案について実施をしております。25年１月21日に実施の公告をし、市政だより、ホームページへの掲載、自治会回覧により実施の周知を行っております。25年２月11日から２月20日までの間に７回開催し、延べ113人の参加、91件の意見がございましたが、構想案に関するものについては18件でございました。実施結果は25年４月３日に公表をしております。118ページ、119ページに実施公告の写し、120ページに実施周知の市政だよりの写し、121ページにホームページ掲載の写し、125ページから127ページに18件の意見の概要と意見に対する市の考え方の公表の写し、128ページ、129ページにホームページに掲載した写しを添付してございます。

130ページ、資料№４―７をご覧ください。こちらは平成25年度に実施をしました意見交換会の実施状況シートでございます。25年度は前期基本計画の骨子案について実施をしております。25年６月21日に実施の公告をし、市政だより、ホームページへの掲載、自治会回覧、その他案内チラシの配布により実施の周知を行っています。25年６月29日から７月７日の間に７回開催しまして、98名の参加、76件の意見がございました。実施結果は、25年12月16日に公表しております。131ページ、132ページに実施公告の写し、133ページに実施周知の市政だよりの写し、134ページにホームページ掲載の写し、136ページに自治会回覧の写し、137ページに案内チラシの写し、138ページにはフェイスブック掲載の周知の写し、139ページに実施結果の公告の写し、140ページから150ページまでに76件の意見の概要

と意見に対する市の考え方の公表資料の写し、151ページ、152ページにホームページ掲載の写しを添付してございます。

基本計画の最後ですけれども、153ページ、資料№４―８をご覧ください。意見提出手続、パブリックコメントの実施状況シートでございます。パブリックコメントの実施の周知としまして、25年12月16日に公告をし、市政だより、ホームページにもお知らせを掲載し、自治会回覧も行っております。意見提出期間は、25年12月16日から26年１月15日まで、30日間行い、５人から35件の意見提出がございました。意見の概要と意見に対する市の考え方を26年２月６日に公表しております。154ページから155ページに実施公告の写し、156ページから178ページ、パブリックコメントにかけました計画案の一部、こちらも計画案の量が膨大でございますので、計画案の一部のみを添付させていただいております。179ページに市政だより、180ページ、181ページにホームページに掲載したお知らせの写し、182ページに自治会回覧の写し、183ページには実施結果の公告の写し、184ページから193ページに提出された意見の概要と意見に対する市の考え方の公表資料の写し、194ページ、195ページにホームページに掲載した公表についてのお知らせの写しを添付してございます。

以上、長くなりましたけれども、資料№４、「四街道市総合計画の策定」についての説明でございます。よろしくお願いいたします。

石川委員長

№４に対する説明が終わりました。

何かご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

手続とは全く関係ないですが、60歳以上の方が多いですね。若い人が意見を述べるというのはなかなかないのですね。手続についてはよろしいでしょうか。

（「はい」という声あり）

それでは、手続については適正であるといたします。

金子委員

個人的な意見ですが、私はこの総合計画の審議会の市民公募委員の一人でございました。阿部課長が中心になって策定作業をしておられましたが、総合計画審議会でも十分議論がされて答申しております。その答申内容に対しましても市がきちんと考え方を整理して、計画にも反映されていますのでよかったのではないかなと私は理解しています。

田汲委員
　160ページに将来の年齢別人口構成が出ていますけれども、平成30年度では65歳以上が29％、35年度では29.6％、0.6％しか増えないというのは若い人が入ってくるからでしょうか。

事務局（阿部）
　総合計画の10年間で、若年層の定住促進、転入、子育て支援、まちの魅力を発信するシティセールス、そのような施策を展開していくことにより、バランスのとれた人口構成の確保を図っていくということで、目標的なものとなっております。

石川委員長
　では、手続については適正であるということでよろしいでしょうか。

（「はい」という声あり）

　手続については適正であるといたします。
　次に、№５の説明をお願いします。

事務局（森田）
　196ページ、資料№５―１をご覧ください。「第３次四街道市男女共同参画推進計画の策定」でございます。第２次四街道市男女共同参画推進計画の施策を継承、発展させながら、さらなる男女共同参画の推進を図るため、平成26年度を初年度とする第３次の推進計画を策定したものでございます。実施対象の根拠は、第６条第１項第１号でございます。実施した市民参加手続は、第７条第１項第１号の意見提出手続、第３号の審議会等手続、第５号のその他の方法として市民意識調査を実施いたしました。
　197ページ、資料№５―２をご覧ください。その他の方法として実施をしました市民意識調査の実施状況シートでございます。20歳以上の市民2,000人に対しまして、郵送方法により実施をいたしました。こちらも住民基本台帳から無作為に抽出をいたしております。24年11月9日に発送し、11月29日までの期間で回収しております。892人から回答がございました。回答率44.6％でございます。結果につきまして、25年６月４日にホームページに掲載をし公表いたしております。198ページに意識調査の依頼の写し、200ページにホームページに結果を公表した掲載の写しを添付してございます。
　201ページ、資料№５―３をご覧ください。審議会等手続の実施状況シートで

ございます。審議会等手続は、公募委員が４名含まれる四街道市男女共同参画審議会が、平成25年３月24日から26年１月26日までの間において開催され、計画案について審議を重ね、26年１月13日に諮問、１月26日付で答申を受けました。その結果を26年２月５日に公表しております。

202ページに実施結果の公告の写し、203ページから206ページに審議会の諮問書、答申書の写し、207ページ、208ページに審議会の答申意見と意見に対する市の考え方の公表資料の写し、209ページにホームページの掲載の写しを添付してございます。

210ページ、資料№５―４をご覧ください。意見提出手続、パブリックコメントの実施状況シートでございます。パブリックコメントの実施の周知として、26年２月５日に公告をし、市政だより、ホームページにもお知らせを掲載いたしました。意見提出期間は、26年２月５日から３月７日まで、30日間行い、２人から15件の意見提出がございました。意見の概要と意見に対する市の考え方を３月12日に公表しております。211ページから213ページに実施公告の写し、214ページから221ページにパブリックコメントにかけました計画案の一部、こちらも計画案が膨大なため一部のみ添付をしてございます。222ページに市政だより、223ページから225ページにホームページに掲載したお知らせの写し、226ページに実施結果の公告の写し、227ページ、228ページには提出された意見の概要と意見に対する市の考え方の公表資料の写し、229ページにホームページに掲載しましたお知らせの写しを、公表のお知らせの写しを添付してございます。

以上、資料№５「第３次四街道市男女共同参画推進計画の策定」についての説明でございます。よろしくお願いいたします。

石川委員長

「第３次四街道市男女共同参画推進計画の策定」について、説明が終わりました。

ご質問、ご意見等伺いたいと思います。

田汲委員

197ページ、アンケートの回答率が44.6％というのは、結構よいほうなのですか。

事務局（森田）

前回の計画策定時、平成19年度にも同じようなアンケート調査を実施しておりますけれども、その時も対象者数は2,000人で、回答者数は800人台だったと記憶していますので、42％、44％というような回答率だったと思います。この回答率

が多いのか少ないのかというのは、確認しておりません。

田汲委員
一概に言えないですね。

事務局（阿部）
男女共同参画推進計画と、総合計画のものと市民意識調査を実施しておりますが、比較しますと回答率は、いつも総合計画策定時の市民意識調査のほうが高いです。男女共同参画に関する意識調査のほうはちょっと書いていただけないという状況です。

神委員
アンケートの設問は、記述していただく内容が多いのでしょうか。

事務局（阿部）
このふたつの意識調査は当課で実施をしているものですが、記述式の回答内容が多いと回答率が低くなります。本当はもっと聞きたいのですが、かなり絞って聞いているようにはなっています。

事務局（森田）
男女共同参画の意識調査は、設問の数で15問前後だったと思います。

神委員
回答方法は、イエス、ノーだけですか。それとも選択肢から選んでもらう方法でしょうか。

事務局（森田）
その他の意見など、自由にご記入いただくところもありますけれども、選択方式が多いです。

神委員
先程の案件の意識調査では、56％位ありましたね。

椎名委員
総合計画で聞く設問項目と男女共同参画推進計画の項目では、生活に直接係わる部分がどうしてもダブってしまうので、男女共同参画の場合は少なくなってし

まうというようなことが一般的ですね。
　手続とは関係ないのですが、今、ＤＶの計画もあわせてつくりなさいというのが出ているのですけれども、この四街道の男女共同参画推進計画は、ＤＶ計画については中に含まれる計画なのでしょうか。

事務局（阿部）
　市町村では、ＤＶ計画はつくらなければいけないということではないのですけれども、今回の男女共同参画推進計画では、ＤＶ計画の内容を中に含める形で策定いたしました。

田汲委員
　回答率を上げる方法というのはないのでしょうか。

事務局（森田）
　調査依頼の通知を発送いたしまして、その後、調査期間中の回答期限前にお礼状を兼ねました督促、催促的な内容を記述した文書を対象者全員にお送りしています。

石川委員長
　調査した結果を計画にどのように生かすかという問題だと思うのですね。手続だから実施して、こういう結果が出たから参考にするという扱いなのか。そこから何か引き出して計画に反映させようという考え方なのか。もし本気でやるとすれば、やはり公募してヒアリングしないと、だめだと思うのですけれども多分そこまでは手が回らないのでしょうね。

神委員
　特に男女共同参画と聞くと、大学でも学生がすごく引くのですが、やはり自分や子どもたちに直接関わってくると思えるような、市民の意識に近い聞き方をする必要があるのではないかと思います。そうすれば回答率も上がると思います。

椎名委員
　今の社会状況からすると、みんなで一緒にやっていかないと社会そのものが立ち行かない状況になっていますから、実態的にはすごく大事な内容なのですけれども、名前がどうしても男女共同参画というと、どこの自治体でも同じだと思いますが、ちょっと引かれぎみなのですよね。

田汲委員
　意見を多く集めるのであれば、2,000件だったら4,000件にするとか、対象者を増やすのはどうなのでしょうか。

事務局（阿部）
　意識調査を実施する場合は、標本、回答が幾つとれるかというところを想定して実施しています。前回調査時は40％強という結果から、40％はとれるのではないかなというところで800というのは想定し、2,000人と設定しました。統計学的に標本誤差というのがあるのですが、その標本誤差をどれだけ縮められるかというのが、調査結果に対する信頼度に現れてくるということでございます。

金子委員
　回答が多ければ多いほどよいのでしょうけれども、世論調査なんかも無作為で実施するから、関心ない人も含まれるので余り回収率はよくないですよね。多分この2,000人も恐らく全く関心ない人もいるわけですから、関心のある人だけだったら回収率はもっと上がると思うのですけれども、そういう意味では逆に４割、800人の意見というのは、無作為で実施された割には、これだけ集まれば切実な意見なのかもわかりません。

石川委員長
　この意識調査は、完全に無作為なのでしょうか。

事務局（阿部）
　無作為です。

石川委員長
　例えば男女別とか年代別にそれぞれ層化していませんか。
　完全に無作為だと、余り信憑性がないですね。子育て中の男女平等なのか、完全に仕事から解放されて、さあどうしようかという男女平等なのかというは大分違いますね。行政側が計画を策定するに当たって意識調査を実施する場合は、意図的な方針をつくらないと、これまで実施していたから今までどおりの方法でというのは余り効き目がないのかなという気がします。これは内容の問題として捉えていただければと思います。
　手続に関してはよろしいでしょうか。

　（「はい」という声あり）

手続については適正であるといたします。
では、次の説明お願いいたします。

事務局（森田）
230ページ、資料№６―１をご覧ください。「第７次四街道市行財政改革推進計画の策定」でございます。第６次計画を見直し、26年度から30年度までの第７次計画を策定したものでございます。実施対象とする根拠は、第６条第１項第１号でございます。意見提出手続と審議会等手続を実施いたしました。
231ページ、資料№６―２をご覧ください。審議会等手続の実施状況シートでございます。審議会等手続は、公募委員が３名含まれます四街道市行財政改革推進委員会が、平成24年５月30日から26年２月19日までの間において開催され、計画案について審議を重ね、24年５月30日に諮問、26年２月19日付で答申を受け、26年３月５日に結果を公表しております。
232ページに実施結果の公告の写し、233ページ、234ページに審議会への諮問書、審議会からの答申書の写しを添付してございます。235ページ、236ページにホームページ掲載の写しを添付してございます。
237ページ、資料№６―３をご覧ください。意見提出手続、パブリックコメントの実施状況シートでございます。パブリックコメントの実施の周知としまして、25年12月13日に公告し、市政だより、ホームページにもお知らせを掲載いたしております。意見提出期間は、25年12月16日から26年１月15日まで、31日間行いましたが、意見提出はございませんでした。その結果を26年１月17日に公表しております。
238ページから240ページに実施公告の写し、241ページから245ページにパブリックコメントにかけた計画案の一部、246ページに市政だよりの写し、247ページにホームページに掲載をしたお知らせの写し、248ページに実施結果の公告の写し、249ページにホームページ掲載の公表のお知らせの写しを添付してございます。
以上、資料№６、「第７次四街道市行財政改革推進計画の策定」についての説明でございます。よろしくお願いいたします。

石川委員長
それでは、「第７次四街道市行財政改革推進計画の策定」について説明が終わりました。
ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

金子委員
　手続上は、パブリックコメントと審議会が行われているのでよいと思います。感想ですけれども、審議会としては計画案に対して意見はなかったということですね、意見がなかったということは、よほどすばらしい計画案だったと思いますけれども、パブリックコメントも意見がゼロというのはやっぱり寂しい気がします。

石川委員長
　ご意見が余り記録上は見られないですけれども、これは何か背景があってのことでしょうか。

事務局（阿部）
　答申までの間に開催した会議の中で、計画案について議論し、いただいた意見に対しては、その都度、修正可能な内容については提示し、修正できない場合は理由を説明する等を経て、まとめていただいています。

石川委員長
　その審議会自体が、計画案の作成に深くかかわっていて、つくり上げてきているという経過があるわけですね。

事務局（阿部）
　そういう形です。

金子委員
　納得しました。

石川委員長
　手続については適正であるということでよろしいでしょうか。

　（「はい」という声あり）

　では、手続については適正であるといたします。
　次に、№７の説明をお願いします。

事務局（森田）
　250ページ、資料№７―１をご覧ください。「四街道市営霊園条例の一部改正」

でございます。合同墓の整備に伴い、その管理運営に関する事項について規定するため、また、その他所要の規定の整備を行うため条例を改正したものでございます。実施対象とする根拠は、第６条第１項第３号でございます。意見提出手続と審議会等手続を実施いたしました。

251ページ、資料№７―２をご覧ください。審議会等手続は、公募委員５名が含まれる四街道市環境審議会が平成25年11月１日に開催され、議題として付議し、提示した条例案が了承されております。その結果を25年11月７日に公表しております。252ページに実施結果の公告の写し、253ページから258ページに審議会に付議した会議資料の写し、259ページにホームページ掲載の写しを添付してございます。

260ページ、資料№７―３をご覧ください。意見提出手続、パブリックコメントの実施状況シートでございます。パブリックコメントの実施の周知としまして、25年12月16日に公告し、市政だより、ホームページにもお知らせを掲載いたしました。意見提出期間は、25年12月16日から26年１月15日まで、30日間行い、２人から５件の意見提出がございました。意見の概要と意見に対する市の考え方を１月31日に公表しております。261ページから263ページに実施公告の写し、264ページから268ページにパブリックコメントにかけた条例改正の概要資料、269ページに市政だよりの周知のお知らせ、270ページ、271ページにホームページに掲載したお知らせの写し、272ページに実施結果の公告の写し、273ページ、274ページには提出された意見の概要と意見に対する市の考え方の公表資料の写し、275ページから277ページにホームページに掲載した公表のお知らせの写しを添付してございます。

以上、資料№７、「四街道市営霊園条例の一部改正」についての説明でございます。よろしくお願いいたします。

石川委員長

「四街道市営霊園条例の一部改正」について説明が終わりました。

ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

奥田委員

市営霊園というのは、母体は市が行うものですか。市が運営しているのでしょうか。

事務局（阿部）

市営ということで市が設置、管理しています。ただし、指定管理者制度ということで、管理は地元の団体が委託を受けて行っています。

奥田委員
　そこに入ってくるお金というのは市で扱うのですか。

事務局（阿部）
　基本的には市で扱うことになります。

奥田委員
　市のどこにお金が入ってくるのですか。

事務局（森田）
　霊園事業は特別会計です。一般会計とは別に霊園のために特別の会計を設けています。その特別会計に入ります。

石川委員長
　確認なのですが、正式な条例の名称は何でしょうか。

事務局（森田）
　四街道市営霊園条例です。

石川委員長
　会議次第の記述では四街道市霊園条例になっているのですが。正しくは市営ですか。

事務局（森田）
　市営でございます。条例の名称は四街道市営霊園条例です。訂正させていただきます。失礼しました。

石川委員長
　他にはいかがでしょうか。

金子委員
　手続的には問題ないと思うのですけれども、今回の条例の改正は、合同墓ができたことによる変更ということでしょうか。

事務局（森田）
　合葬式墓地への埋葬方法ですとか使用者の資格を規定したものです。

それから、概要のところにその他所要の規定の整備とありますが、一般墓地の使用者の資格について見直しを行い、公募に対応した規定を新たに整備したものです。

石川委員長
他にございますか。よろしいでしょうか。

（「はい」という声あり）

それでは、手続は適正であるということにさせていただきます。
以降８番目からは市民参加手続の対象としなかった行政活動の手続の評価ということになります。
続けて、説明をお願いをいたします。

事務局（森田）
ここからの５件の案件につきましては、条例第６条第２項の各号に該当するため、市民参加手続の適用除外とした案件の評価でございます。第６条第３項の規定により、市民参加手続の対象としないことを決定したものについても公表するものとなっております。実施予定につきましては、それぞれ前回の委員会でご審査をしていただいております。資料№８と№９は、議題１の中でご審議をいただいた案件と同じものでございます。
278ページ、資料№８をご覧ください。議題１の資料№１の「四街道市税条例の一部改正」の案件でございます。実施対象の根拠と実施しない根拠は、先ほどと同じでございます。実施対象としない旨を３月24日に公布し、ホームページにも４月４日に掲載をしております。279ページに公告の写し、280ページ、281ページにホームページ掲載の写しを添付してございます。
簡単でございますが、以上でございます。よろしくお願いいたします。

石川委員長
この件に関してはよろしいでしょうか。

（「はい」という声あり）

手続については適正であるといたします。
では、次に№９の説明をお願いいたします。

事務局（森田）
282ページ、資料№.９でございます。同じく議題１の資料№.２の「四街道市都市計画税条例の一部改正」でございます。実施対象の根拠と実施しない根拠は先ほどと同じでございまして、実施対象としない旨を３月24日に公告し、ホームページにも４月４日に掲載をしております。283ページに公告の写し、284ページ、285ページにホームページ掲載の写しを添付してございます。
以上でございます。よろしくお願いします。

石川委員長
これにつきましても先ほどの論議と一緒で実施しない根拠について確認をしていただければと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」という声あり）

手続については適正であるといたします。
では、次をお願いいたします。

事務局（森田）
286ページ、資料№.10をご覧ください。「四街道市介護保険条例の一部改正」でございます。こちらの案件は、昨年８月の委員会で実施予定の評価を審査していただいております。手続対象の根拠は、条例第６条第１項第３号でございますが、介護保険料の延滞金の割合等の特例に係る規定を改正するものでございまして、その他金銭の徴収に関するもので、第６条第２項第５号に該当するため適用除外としたものでございます。
適用除外とすることについて、25年７月８日に公告し、同日にホームページにも掲載をしております。287ページに公告の写し、288ページにホームページ掲載の写しを添付してございます。
以上でございます。よろしくお願いいたします。

石川委員長
ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。
これも先ほどと同じなのですが、実施しない根拠の中に第３号は該当しないのかどうかということですね。

事務局
前回３月の委員会の時にも、下水道受益者負担金の延滞金に係る規定の改正の

案件で、詳しい理由欄の記述の仕方について、ご指摘をいただいたのですけれども、地方税法の一部改正に伴って、保険料の延滞金の見直しをしたことに変わりないのですが、介護保険税の延滞金の計算方法につきましては、地方税法で規定をしているものではないので、理由のところの記述が誤解を招く内容になっているかもわかりません。「地方税法の一部改正に伴う」という記述がないほうが分かりやすいと思います。

石川委員長
　そういうことでしたね。

事務局
　ここの部分は修正させていただきたいと思います。

石川委員長
　この記述だと根拠が地方税法の一部が改正されたからということになるので、表現の仕方が適切ではない気がしますね。
　報告時点で削除ということにするかどうか、取り扱いについては検討してください。

事務局
　はい。

石川委員長
　では、その検討を踏まえて対応させていただきたいと思いますが、手続については適正であるということでよろしいでしょうか。

　（「はい」という声あり）

　では、そのようにさせていただきます。
　次の№11の説明をお願いします。

事務局（森田）
　289ページ、資料№11をご覧ください。「四街道市開発行為指導要綱の一部改正」でございます。法令、条例に基づく規定の整備及び公共公益施設整備負担金に関する規定を廃止したものでございます。こちらも昨年８月に開催しました委員会で実施予定の評価を審査していただいております。条例第６条第１項第６号

に該当しますが、引用している住生活基本法に基づく計画名称の変更及び新たに制定をしました「四街道市都市計画法に基づく開発許可基準に関する条例」に定める条項の改正等でございまして、軽易なもので第６条第２項第１号に該当、また公共公益施設整備負担金の廃止は、その他金銭の徴収に関するものでありまして、同項第５号に該当するため適用除外としたものでございます。適用除外とすることにつきまして、26年３月31日に公告し、同日にホームページにも掲載をしております。290ページに公告の写し、291ページ、292ページにホームページ掲載の写しを添付してございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

石川委員長

何かご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

田汲委員

公共公益施設整備負担金は廃止になるのですよね。

何か、代わりになる規定はできているのでしょうか。

事務局（森田）

公共公益施設整備負担金については廃止になりましたので、開発行為指導要綱から全て削除したものです。

田汲委員

開発事業者としては、負担金がなくなったということで助かるということですか。

事務局（森田）

開発事業者としては、今まで必要とされた負担金の負担をしなくてよくなったということでございます。

石川委員長

指導要綱ですので、行政からお願いしますという話なので、強制力はないのですが、応じてくださる業者もいるということです。

奥田委員

以前は、どこの市でも開発負担金というのはございましたよね。少し大きな開発ですと納めないと許可がおりないということだったと思うのですけれども、変

わってきているのでしょうか。

石川委員長
　以前の話ですが、マンションが盛んに建っていた東京都の某市で開発指導要綱に基づいて負担金を納めなかったことに対する措置をしたところ、開発指導要綱の法的な有効性をめぐって論議があったのですね。法律にも条例にもなっていないのですから、住民に義務を課するという権限がないわけです。要するに内部的な取り扱い基準なので、開発事業者に対して、こういう基準を定めているので納めて欲しいというお願いをするという性格のものです。それに対して協力しましょうということになれば、寄附金という形で納付されるので、それを負担金と称していたわけです。景気が良いころは、経費になったので納めたのでしょうが、景気が落ち込んでくると利益が薄くなってくるので、なかなかそういう負担金を払うという事業者がいなくなってきたということです。そういうことで最近は、ほとんどの市では、今回の改正のように、かなり以前から徴収する規定を外しているというのが実態のようです。
　手続的には、適正であるということでよろしいでしょうか。

（「はい」という声あり）

　では、手続については適正であるといたします。
　次の№12、13については、手数料条例の改正なので、まとめて説明をお願いします。

事務局（森田）
　293ページ、資料№12をご覧ください。「四街道市手数料条例の一部改正」でございます。消費税法の一部改正に伴い、手数料条例の別表その２で定められています長期優良住宅建築等計画認定申請手数料等のうち、その適用欄に規定する加算額を改正したものでございます。こちらの案件は、前回３月に開催をしました本委員会で実施予定の評価を審査していただきました。手続対象の根拠は、第６条第１項第３号でございますが、手数料の改正でございまして、第６条第２項第５号、市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するものに該当するもので、適用除外としたものでございます。適用除外とすることにつきまして、26年３月４日に公告し、３月７日にホームページにも掲載をしております。294ページに公告の写し、295ページ、296ページにホームページ掲載の写しを添付してございます。
　続いて、297ページ、資料№13をご覧ください。こちらも四街道市手数料条例の一部改正でございます。こちらは消防に関する手数料でございます。こちらの

案件も、前回３月に開催しました委員会で実施予定の評価を審査していただきました。消防法に基づく危険物の製造所、貯蔵所等の設置の許可の申請に対する審査等に係る手数料の改正を行ったものでございます。手続対象の根拠は、条例第６条第１項第３号でございますけれども、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正がされたことから、手数料条例の一部改正を行ったものでございまして、法令の基準に基づいて行うものであること。また、その他金銭の徴収に関するもので、第６条第２項第３号及び第５号に該当するため、適用除外としたものでございます。適用除外とすることについて、26年２月25日に公告し、同日にホームページにも掲載をしております。298ページに公告の写し、299ページ、300ページにホームページ掲載の写しを添付してございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

石川委員長

№12、13について、一括して説明をしていただきました。

何かご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

（「ありません」という声あり）

手続については、適正であるということでよろしいでしょうか。

（「はい」という声あり）

では、手続は適正であるということにいたします。

次に、26年度の市民参加手続の実施予定（追加）について、説明をお願いします。

事務局（森田）

実施予定（追加）の評価は３件でございます。最初に、301ページ、資料№14をご覧ください。「四街道市住生活基本計画の策定」でございます。概要は、四街道市における住宅政策を総合的かつ体系的に推進するための基本となる、四街道市住生活基本計画を策定するものでございます。対象とする根拠は、第６条第１項第１号でございます。計画の策定予定時期は、平成28年３月でございます。実施する市民参加手続としましては、意見提出手続として、基本計画案に係わるパブリックコメントを平成27年度中に、また、審議会等手続としまして、公募委員２名を含む、仮称、こちらまだ設置されておりませんので仮称となっておりますけれども、住生活基本計画策定委員会を設置し、26年10月から27年度において

開催をしまして審議を行う予定となっております。また、その他の方法としまして、アンケート調査を26年８月に2,000世帯を対象に実施する予定でございます。
以上でございます。よろしくお願いいたします。

石川委員長
それでは、「四街道市住生活基本計画の策定」について、説明がありましたが、ご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

金子委員
次の案件とも関係するのですけれども、今後、審議会を設置するということなのですが、市民参加の立場から言えば、公募市民を含めて審議会を作って議論するというのはよいと思うのですが、いろいろな委員会、審議会が設置され、行財政改革の観点からはどうなのかなと思うのですが、この審議会のつくり方に関しては、増やしていくのか、それともある程度整理していくのか。若干、疑問があります。基本方針的なものはあるのですか。

石川委員長
いかがでしょうか。

事務局（森田）
審議会につきましては、市の内部で審議会等に関する指針というものをつくっておりまして、地方自治法に基づく付属機関である審議会と、私的諮問機関として、要綱等に基づいて設置される協議会、懇談会といったものの二通りのものがございます。前回の会議のときにもご説明したのですが、基本的には必要なものは、全て条例に基づいた審議会として設置するという方針でございます。ただ、特別な理由によって条例に基づかない私的諮問機関を設置する必要がある場合ですけれども、そういったものは設置期間を限定して、特命事項が解決するまでの期間、または、２年間という限定で設置をすることになっております。こちらの住生活基本計画につきましても、検討委員会という形で基本計画を策定する期間限定の委員会でございますので、扱いとしては条例に基づかない私的諮問機関でございます。

金子委員
恒常的に設置されている本委員会のような審議会と、時期を定める短期的な審議会があるということなのですが、常時、設置されている審議会のほうが、数も圧倒的に多いのでしょうね。審議会の数が多いと事務局となる市が大変ではない

かという気がしたので、聞いてみました。
石川委員長
　手続については、適正であるということでよろしいでしょうか。

　（「はい」という声あり）

　では、適正であるということにいたします。
　次に、資料№15の説明をお願いします。

事務局（森田）
　302ページ、資料№15をご覧ください。「四街道市における小中一貫教育に関する基本方針の策定」でございます。概要としましては、義務教育の９年間を一体的に捉え、子どもの学力向上、豊かな心の育成、基本的生活習慣の確立を図られるよう、小中一貫教育の基本方針を策定するものでございます。実施対象とする根拠は、第６条第４項でございます。基本方針の策定の予定時期は、平成29年４月でございます。実施する市民参加手続は、意見提出手続として、基本方針案に係るパブリックコメントを平成27年度中に、また、審議会等手続として、公募委員３名を含む、こちらも先ほどと同じなのですが、まだ設置されていませんので仮称となっておりますが、小中一貫教育推進委員会を設置し、26年度から28年度に開催し審議を行う予定となっております。
　以上でございます。よろしくお願いいたします。

石川委員長
　ご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

金子委員
　実施対象の根拠が、第６条第４項ということでチェック入っていますが、小中一貫教育に関しては、市の教育振興基本計画の中に項目として入っています。恐らくその中で特にこの小中一貫教育に関しては、特別に取り上げて市民から聞きたいということで、第４項にしたのだと思います。

石川委員長
　他にはいかがでしょうか。

田汲委員
　第１号には該当しないのですか。

事務局（森田）
　四街道市教育振興基本計画というのがございまして、その策定につきましては、第１号に該当しますので市民参加手続を実施しておりますけれども、この計画の中に施策として掲げられております、小中一貫教育の推進というものを具体的に進めるための方針を策定するということで、第４項に該当させて、市民の意見を聞くということでございます。

石川委員長
　よろしいでしょうか。

　（「はい」という声あり）

　それでは、適正であるといたします。
　次に、資料№16の説明をお願いいたします。

事務局（森田）
　303ページ、資料№16をご覧ください。「四街道市火災予防条例の一部改正」でございます。消防法施行令の改正に伴いまして、対象火気器具等の取り扱いに関する基準等について規定するため改正をするものでございます。実施対象とする根拠は、第６条第１項第３号でございます。条例の施行予定時期は、平成26年８月でございますけれども、消防法施行令の基準に基づいて改正をするもので、条例第６条第１項第３号に該当するため適用除外としたものでございます。市民参加手続は実施いたしません。
　以上でございます。よろしくお願いいたします。

石川委員長
　ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。
　よろしいでしょうか。

　（「ありません」という声あり）

　それでは、適正であるといたします。
　ただいま、議題の１から４までにつきまして、審議が全て終了いたしました。答申文につきましては、委員長に一任いただきといように思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」という声あり）

それでは、そのようにさせていただきます。
その他につきまして、事務局から報告をお願いいたします。

事務局（森田）
資料の304ページ、最後のページをご覧ください。
平成25年度市民提案手続の実施状況につきまして報告をさせていただきます。市民提案手続につきましては、市民参加条例第13条に基づき、毎年度２回、期間を限り実施するものとなっております。提案が提出された場合は、市民提案の概要を公表するとともに、提案代表者等と協議の上、提案内容について検討し、検討結果を提案代表者に通知するとともに公表することとなっております。
平成25年度については、７月16日から８月16日まで、及び12月16日から26年１月16日まで２回、市政だより、ホームページに掲載するとともに、自治会回覧により周知をしまして提案を募集したところでございますけれども、提案はございませんでした。
以上、平成25年度の市民提案手続の実施状況について報告をさせていただきます。

石川委員長
ありがとうございました。
ただいまの報告につきまして、ご質問等ありましたらお願いいたします。

奥田委員
このゼロ件というのは、全くつかめないというか、何かマンネリ化になって、市民はそういうことに反応を示さなかったということですか。前年度どうだったのでしょうか。

事務局（森田）
最後にご提案をいただいた実績は平成21年度でございまして、残念ながら、平成22年度からは提案がないという状況になっております。ただ、条例が平成19年に施行されておりまして、平成22年に改正をいたしたのですけれども、その時に連名者の数ですとか年齢とか、提案の要件を改正して緩和した形になっていまして、提案していただきやすいように改正をしたのですけれども、実績としては提出されていないという状況です。

奥田委員
　何か、もう少し上がってくる手はないのですかね。

石川委員長
　ちょっと寂しいですね。

田汲委員
　１人ではできないからハードルが高いですね。

事務局（森田）
　中学生以上、20人以上の連名ということです。

金子委員
　条例で決まっているから実施しているわけですね。

事務局（森田）
　条例第13条に規定されております。

石川委員長
　次回の時にはもう少し出しやすいような方法を考えなければいけないかもしれませんね。

金子委員
　それか思い切ってやめるか。もう５年間提案がないということは、これからもないのではないでしょうか。

石川委員長
　次回の改正に向けて、委員会としても少し考えなければいけないということでしょうか。いずれにしろ、本日の案件につきましては終了いたしましたので、議事は終了し、事務局にお返しをいたします。ありがとうございました。

金子委員
　もう１回。しつこいようですけれども、１点だけ。意見提出手続について、パブリックコメント実施時の意見提出方法については、周知の際に市民に対してわかりやすい方法でお願いしたいと思います。

石川委員長
　ただいまの意見につきましては、答申の際の附帯意見として、意見が提出しやすいように工夫してもらいたいということでよろしいでしょうか。

金子委員
　できればそのようにお願いします。

石川委員長
　それでは、答申文については、一任いただくということでお願いいたします。
　他にはよろしいでしょうか。

　（「はい」という声あり）

　ありがとうございました。事務局にお返しいたします。

【閉会】
事務局（阿部課長）
　２時間という長時間にわたりご審議いただきまして、ありがとうございます。
　以上で本日の市民参加推進評価委員会、終了させていただきます。ありがとうございました。